



生活習慣病予防健診(協会けんぽの人間ドック健診を含む)を受診していない従業員様の

事業者健診(定期健診)結果の提供にご協力ください

従業員の皆様の健康の保持・増進のため、事業所で実施されている事業者健診(定期健診)結果の提供をお願いします。



制度内容や各種様式について詳しくはこちら



健診結果を提供するメリット

従業員様がマイナポータル上で健診結果を確認できます。

健診結果を経年的に把握することで、疾病や重症化の予防に役立ちます。



健康サポート(特定保健指導)が受けられます。

健診結果から生活習慣病リスクがある方は、保健師・管理栄養士による健康サポートを無料で受けられます。



健康保険料の負担軽減につながります。

健康保険料率に健診受診率などの加入者の皆様の健康づくりに関する取り組みが反映されます。(インセンティブ制度) 健診結果を提供することで、健康保険料率の引き下げにつながります。

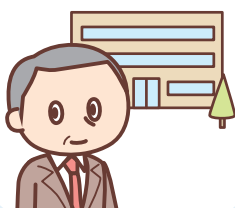
健診結果の提供方法

提供依頼書を協会けんぽへご提出ください



ご提出いただいた提供依頼書を基に、協会けんぽから健診機関へ健診結果データの提供を依頼します。

事業主様



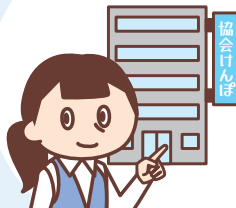
1

提供依頼書の提出

提供依頼書はこちら



協会けんぽ



2

健診結果の提供依頼

3

健診結果データの提供

健診機関から健診結果の提供ができない場合は、協会けんぽよりご連絡させていただくことがあります。

健診機関



「健診結果を協会けんぽに提供できる健診機関」以外で受診した場合は、健診結果の写し、補足問診票を協会けんぽへ郵送にてご提出願います。

健診結果の写しに問診票の項目等(※)の記載がない場合、補足問診票を記入のうえ、健診結果の写しとともにご提出ください。

※服薬歴、喫煙歴、既往歴、自覚症状、他覚症状、採血時間、腹囲



健診結果を提供できる健診機関はこちら

事業主様が健診結果を保険者へ提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律第27条」「健康保険法第150条」により定められており、個人情報の保護に関する法律において、事業主様が責任を問われることはありません。

各種申請手続きは 電子申請をご利用ください!



電子申請は
こちら



協会けんぽ 電子申請 検索

電子申請サービスは、
ブラウザ(safari/chrome/edge)から
ご利用ください

利用できる対象者

- 被保険者、被扶養者（一部申請に限る）
必要なもの▶マイナンバーカード
マイナポータルアプリのダウンロード
- 社会保険労務士
必要なもの▶協会けんぽが発行したID・パスワード

ご利用可能時間

- 平日：8時～21時
土・日・祝日や
年末年始(12/29～1/3)は
利用できません

電子申請のメリット

1

郵送不要



郵送にかかっていた手
間・時間・費用が削減
できます。

2

記載ミスを 防止



システムチェックによ
り、記載漏れなどのミ
スが防げます。

3

手続きが スムーズに



領収書等の原本が手元
に残るため、行政等への手続
きがスムーズに行えます。

4

審査状況が 確認できる



スマホやパソコンから
申請後の審査状況が
確認できます。

電子申請対象書類

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|----------------|-------------------|----------------------|
| ✓ 傷病手当金支給申請書 | ✓ 埋葬料(費)支給申請書 | ✓ 特定健康診査受診券(セット券)申請書 |
| ✓ 出産手当金支給申請書 | ✓ 療養費支給申請書(立替払等) | ✓ 特定保健指導利用券申請書 |
| ✓ 出産育児一時金支給申請書 | ✓ 療養費支給申請書(治療用器具) | 他 |
| ✓ 高額療養費支給申請書 | ✓ 任意継続資格取得申出書 | |

電子申請
できます

高齢受給者証の負担割合が現在**3割**となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は

一部負担金
の割合が

2割

になります



医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和7年(2025年)中の収入が、基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

協会けんぽ 高齢受給者証 検索

制度の詳細や
申請方法は
こちら



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会
愛知支部

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階



052-856-1490 (代表)



8:30～17:15 土・日・祝日・
年末年始を除く



各種手続きは
電子申請が便利です